令和4年度 介護予防·日常生活支援総合事業 集 圆 指 導

和歌山県紀の川市 福祉部高齢介護課 総合事業班

令和5年3月開催





ご視聴いただく事業所の皆様へ

平素から当市介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

また、皆様には新型コロナウイルス感染症拡大の中、日々ご尽力いただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

本年度も昨年同様、感染拡大防止の観点から配信による集団 指導とし、管理者の方だけでなく従事される職種の皆様にもご 覧いただき、報告をいただく形とさせていただきます。

各資料については、当市ホームページより ダウンロードしてください。



ご視聴いただく事業所の皆様へ

介護保険を取り巻く状況は、財政状況も厳しく、介護人材の不足している中、サービスの質の向上、多様化する生活支援ニーズへの対応等が求められています。

紀の川市総合事業では、フレイル予防の強化や専門職以外の生活支援の担い手の確保に重点を置き事業を進めています。

今後も地域包括ケアシステムの充実と適正な介護保険制度運営に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

ご視聴いただく事業所の皆様へ

本動画をご視聴いただき、サービス提供事業所の皆様が[※]介護保険法の第1条(目的)に基づいたサービスの提供が出来ているかをご確認ください。

また、今回の集団指導は紀の川市指定における第1号事業を実施する事業所の皆様を対象とさせていただきます。

第一章 総則

※介護保険法第1条(目的)

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

令和3年度の集団指導から

令和3年度は

「実地指導から見える現状と当市総合事業の理解」 として実施し、ご視聴いただいた事業所の皆様から報 告をいただきました。



令和3年度の集団指導から

■集団指導を視聴した感想

- ・他職種と連携を図る取組みに刺激を受けた。
- ・目標設定に合わせたデータや、科学的な根拠を提示することが重要と感じた。
- ・動画を視聴し、計画書の見直しをしたいと思う。 など

視聴報告から、総合事業への理解や現状のサービスについて、 見直しのきっかけになったのではないかと感じました。 今後も総合事業への理解を深めていただくため周知を行って いきます。

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

事業内容

※別紙資料①をご確認ください。

積極的に自立支援や重度化防止のために取り組む事業所を 「自立支援型介護予防通所介護認定事業所」として認定し、 そのプロセス(支援過程)やアウトプット(成果を)評価 し報奨金を支給することで利用者と事業所双方の介護予防 に対する意識の変容を促すことを目的としています。 対象となる事業所は、紀の川市指定の 介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAです。

事業内容

■ 積極的な運動等の自立支援サービスを展開する ことだけが目的ではないこと 事業説明動画



- 介護予防支援計画の理解、アセスメントの向上、 職員間の情報共有を重視
- 支援計画通り、個別支援が出来ていることを見える化

事業内容

■ 認定区分が改善した時だけではなく、<u>その提供過程を評価して報奨金を支給</u>。もちろん、<u>認定区分が改善した場合も報奨金を支給</u>します。

算定額

(令和 5年 1月末)

事業対象者 要支援1	• • •	1, 000円
要支援2	• • •	2,000円
成果報酬	• • •	20,000円

認定事業所・・・ 6事業所

対 象 者 数・・・ 45人

成果報酬・・・2件

認定事業所の募集要件(主なもの)

- ・直近の集団指導を受けていること
- ・職員向けの研修(説明会)を実施していること
- ・利用者の状態の把握や、職員間で情報を共有する ため、市指定様式を活用すること
 - ※詳しくは別紙資料①をご確認ください。

保険者と事業所が総合事業の目的を共有し、自立支援や重度 化防止に取り組むことで、サービス提供事業所の信頼を高め、 また、事業所での職員同士が課題や利用者へのアプローチ方 法を把握し、一体感を持って重度化の防止を進めることを目 的としています。

※認定事業者の皆さまへ

サービスの提供、職員間の情報共有、目標達成具合のモニタリングなどを実施し、評価シート等の整備をよろしくお願いします。



- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所てくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

自立支援に向けた事業について

移動カフェ「ひなたぼっこ」



市役所と移動スーパーとの連携事業

- 市と移動スーパーが地域の見守りの推進や活性化を目的として、連携協定を結び、申請のあった地域の集会所や事業所等に伺い、コーヒーやお茶を無料で提供し、30分程度のつどいの場を作ります。
- •「ひなたぼっこ」には、お寿司やお惣菜、お菓子、日用品などの商品があり、ちょっとした買い物も楽しむことができます。寄り合うことで、お互いの見守りや声かけができ、地域の安心にもつながります。



介護サービス事業所でも活用していただいています。ご相談は高齢介護課までご連絡ください。





自立支援に向けた事業について

事業所てくてくの推進について

リハビリ専門職とともに地域で推進している ご当地体操「紀の川歩(てくてく)体操」。 体操を事業所用に椅子でもできるように



アレンジし、積極的な運動プログラムに取り組んでおります。

令和5年1月現在<mark>15事業所</mark>の皆さま取り組んでいただいております。

意見交換会(令和4年12月14日)

てくてく体操を実施いただいている事業所の方と介護 予防アドバイザーを交えての意見交換会を実施しました。



自立支援に向けた事業について

事業内容

- ■理学療法士が考案した運動プログラムを実施
- ■地域のてくてく体操と同様の体力測定を実施
- ■栄養や口腔(オーラルフレイル)に関する評価も実施
- ■年2回 市より介護予防アドバイザーを派遣

客観的データを多くもつこと

- 状態の変化がわかりやすい
- ■■環境成への進歩がわかりやすい
- ■転倒リスクは**ハイリスクな電影機能を把握**しやすい

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

リハビリ専門職は何ができるのか?

リハビリ専門職は、

普段から図のようにPDCAサイクルを

使いながら日々業務にあたっています。

改善し次につなげる

Action 改善 Plan

計画

問診や観察、検査などから 全体像を把握し、課題を抽出し、 目標を設定し計画を立てる

Do

実行

計画を実行する

サービス提供時には、このようなPDCA サイクルを意識する必要があります。 Check

評価

これまでの過程や身体状況を再評価

リハビリ専門職の活用

介護事業所

- どのような運動がいいのか分からない
- アセスメント結果と生活課題や目標と の関連づけが難しい
- 自立支援の進め方が分からない

など

事業所に出向き、運動方法やアセスメント内容 の活用法について提案し、自立支援に向けた取 り組みのお手伝いをさせていただきます。

居宅介護支援事業所

- 具体的な生活課題の抽出が難しい
- 利用者の状態が良くなるものかわからない
- 具体的な目標設定が難しい
- ・ 補助具の選択や住宅改修で悩むことが 多い

など

一緒に利用者の自宅を訪問し、身体機能や生活 状況から予後予測を踏まえて、ケアプラン作成 のお手伝いをさせていただきます。

高齢介護課までお問合せください

※別紙資料②をご確認ください。

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

運営基準について

令和3年度の介護報酬改定において 運営基準について以下が追加されました。

- ①感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組みの強化
- ③ 高齢者虐待防止の推進

厚生労働省二次元コード



介護保険最新情報Vol.945



令和6年3月31日までの経過措置があるものを

抜粋しています。

①感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等にの関する取組みの徹底を求める観点から以下の取組みが義務づけられました。

・委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練(シミュレーション)の実施

(他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません)

② 業務継続に向けた取組みの強化



感染症や災害が発生した場合であっても、 必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられました。

・厚生労働省のホームページに、業務継続計画の作成を支援するための研修時の資料と作成手順の研修動画が掲載されています。 各サービスに応じた業務継続計画のひな形も用意されています。

③ 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることことが義務づけられました。

◎運営規程に定めておかなければならない事項として 「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。

> ① ② ③につきましては、 令和6年3月31日までは努力義務ですが、 早期の取組をお願いします。

- ①令和3年度の集団指導から
- ②自立支援型介護予防通所介護認定事業について
- ③自立支援に向けた事業について 移動カフェ「ひなたぼっこ」・事業所でくてくの推進
- ④常駐リハビリ専門職の活用について
- ⑤令和3年度介護報酬改定について
- ⑥総合事業指定(委託)事業所の更新について

総合事業指定(委託)事業所の更新について

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業の指定 事業者、委託事業者としての指定または委託選定 の有効期間は6年間となっています。

更新手続きを行わなかった場合は、その効力を失うこととなり、事業実施ができませんのでご注意 ください。

※更新手続きを行わない場合は、<u>必ず廃止届を提出</u> してください。

総合事業指定(委託)事業所の更新について

指定の更新の有効期間の弾力的な運用について

和歌山県が指定する指定居宅介護(介護予防)サービスと同一事業所で本市指定サービスを一体的に行っている場合、 指定居宅介護(介護予防)サービスの更新時に合わせて更 新申請することで、更新後の指定有効期限をあわせること ができます。

紀の川市指定のサービスについても同様に取扱いをすること ができます。

総合事業指定(委託)事業所の更新について

申請様式

申請にかかる様式は市ホームページに掲載されています。

提出方法と提出期限

- ◆提出方法 窓口持参または郵送
- ◆提出期限 指定日(委託選定日)となる<mark>前々月の末日</mark>



紀の川市ホームページ 二次元コード

さいごに

指定事業所の皆さまにつきましては、 ホームページに掲載しております「自主点検調書」により、 運営基準等をみたしているか、再度ご確認いただきます ようよろしくお願いします。



自主点検調書 介護予防訪問相当サービス・訪問型サービスA



自主点検調書 介護予防訪問通所サービス・通所型サービスA

せいごに

ご視聴いただきありがとうございました。本年度の集団指導はこれで終了となります。

昨年度同様、ホームページより報告書の様式を ダウンロードいただき職種ごとに提出をお願いします。 (居宅介護事業所における報告書の提出は不要です)